

令和3年10月20日

保護者の皆様へ

青森県立弘前実業高等学校

校長 中 嶋 豊

10月19日以降の感染拡大防止対策について（お知らせ）

秋冷の候 保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日10月1日以降の本校での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、お知らせしたところですが、一時期に比べ、感染状況が落ち着きを見せていることから、10月19日以降につきましては青森県教育委員会の指導の下、下記のとおり感染防止対策を一部変更することとしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合があります。何卒、御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、青森県教育委員会からの通知文については本校ホームページに掲載しています。

記

1 部活動について

（1）活動日数

平常の活動日数とします。

（2）対外試合

他校との試合（練習試合を含む。）については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲で実施可能とします。

このほか、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟並びに各競技団体等が主催する全国・東北大会等については参加可能とします。

なお、全国・東北大会等に県の代表として出場する選手又はチームについては、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲で、当該大会に向けた県外の学校との試合（練習試合を含む。）も実施可能とします。ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめます。

2 外部人材の活用について

外部人材による指導を実施可能とします。ただし、実施に当たっては、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめるとともに、生徒と近距離で対話したり接触したりする活動を避け、万全の感染防止対策を講じます。さらに、外部人材に対して事前に健康チェックを依頼し、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は中止又は延期します。

また、外部人材及び生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施します。

3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底します。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めます。

【担 当】 教 頭

TEL. 0172-32-7151

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における
感染拡大防止対策の変更について（通知）

標記について、令和3年9月28日付け青教ス第734号で、10月1日から当面の間の感染拡大防止対策について通知したところです。その後も県内では感染者が発生しておりますが、一時期より落ち着きを見せており、学校での感染拡大も確認されていないことを踏まえ、県立学校における10月19日（火）から当面の間の感染拡大防止対策について、下記のとおり変更することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について児童生徒及び保護者、教職員に周知するとともに、学校内での感染防止対策について万全を期すようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 部活動について

(1) 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。

(2) 対外試合

他校との試合（練習試合を含む。）については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲で実施可能とする。

このほか、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟、日本中学校体育連盟及び全国中学校文化連盟並びに各競技団体等が主催する全国・東北大会等については参加可能とする。

なお、全国・東北大会等に県の代表として出場する選手又はチームについては、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲で、当該大会に向けた県外の学校との試合（練習試合を含む。）も実施可能とする。ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。

【試合実施に当たっての留意事項】

① 一般的な事項

ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）

イ 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。

ウ 声援、指示など大声を出さないこと。

エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。

オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。

カ 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。

キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

ク 試合後2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医[※]に相談し、指示を仰ぐこと。

※かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

- ② 全国・東北大会に係る留意事項
別紙のとおり。

(3) 合宿

合宿（学校単独で行うものを含む。）は禁止する。

(4) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

2 外部人材の活用について

外部人材による指導を実施可能とする。ただし、実施に当たっては、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめるとともに、児童生徒と近距離で対話したり接触したりする活動を避け、万全の感染防止対策を講じること。さらに、外部人材に対して事前に健康チェックを依頼し、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は中止又は延期すること。

また、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）

部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項

全国・東北大会等への参加については、事前に会場となる地域（都道府県・市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断し、参加する場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下に基づき万全の感染防止対策を講じること。

1 全般に関すること

- (1) 参加に当たっては、部員の意志及び健康状態等に十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得ること。また、主催者等の留意事項等に従うこと。
- (2) 最低でも現地入り2週間前から、現地を出て2週間後までは、顧問（指導者）及び部員の健康状態（起床直後の検温等）及び行動内容を主催者が作成するチェックシート等に記録し、主催者等からの求めがあった場合は、速やかに提出できるよう準備すること。なお、主催者からチェックシート等が示されていない場合は、健康チェックシート（様式1）を活用すること。
- (3) 顧問（指導者）は、部員の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、部員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認すること。
- (4) スマートフォン利用者については、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯すること。（学校生活、競技実施等に支障がある場合は除く。）
- (5) 会場地移動前に感染疑い症状（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常等）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。
- (6) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に感染疑い症状があった場合は、PCR検査等、医師による検査が陰性であっても、原則当該部員は参加を辞退すること。（インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため。）ただし、次の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - 感染疑い症状の発症後に少なくとも10日が経過している。（発症日を0日とする。）
- (7) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に、PCR検査等、医師による検査で陽性反応があった場合は、保健所の指示に従うこと。
- (8) 保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたる健康状態を観察する期間（感染者と最後に接触した日の翌日から起算）を経過し、症状が出ていない部員の出場は認めても構わない。

2 大会期間中に関すること

<宿 舎>

- (1) 感染拡大防止に向けた積極的な取組を実施している宿舎を利用すること。
- (2) ホテル宿舎は一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮すること。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- (3) 部屋の換気をよくするとともに、推奨されている室内湿度である50～60%に保つよう心がけること。
- (4) 食事の際には部員が一堂に集まるのではなく、時間差を付けて、距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控えること。また、食事後は速やかにマスクを着用すること。可能であれば自室での食事が望ましい。
- (5) 共用スペース（ロビー等）の利用は必要最低限とし、人数制限など宿舎からの指示等に従い、「3密」を防ぐこと。
- (6) 共同浴場は可能な限り利用しないこと。共同浴場を利用する場合は、「3密」を

防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するよう心がけること。（特に脱衣所）

- (7) ミーティング等は、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、部員らの接触を極力避けること。対面で実施する場合はマスクを着用するとともに、部屋の広さ（参加者間ができるだけ2 m、最低1 m）や換気に留意し、「3密」の状態とならないようにすること。
- (8) 感染疑い症状を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離するとともに、会場地コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受けること。

<移動>

- (9) 宿舎出発前に検温し、主催者が作成するチェックシートに記録すること。なお、主催者からチェックシートが示されていない場合は、健康チェックシート（様式1）を活用すること。
- (10) チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。公共交通機関を利用する場合は、可能な限りまとまって乗車・搭乗し、一般客との接触を避けること。
- (11) 移動の際は、チーム専用の移動手段、公共交通機関にかかわらず、マスク着用、手指衛生を徹底し、必要以上の会話や飲食は避けること。

<会場>

- (12) こまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図ること。
- (13) 会場内での移動や待機時は、マスクを着用すること。
- (14) 更衣室、待機場所等では、運営者の指示等に従い、「3密」を回避すること。また、原則マスクを着用するとともに、不要な会話・接触及び飲食は控えること。
- (15) 観戦する場合は運営者の指示等に従い、「3密」を回避すること。また、声援やかけ声は、極力控えること。

<競技中等>

- (16) 素手でのハイタッチや握手等は控えること。また、円陣を行う際の声出しは、可能な限り部員同士の間隔を取り、最短時間で済ませること。
- (17) 競技中等のコミュニケーションのための声かけ、発声については妨げないが、プレー中断時等は、相手との距離や飛沫を考慮し、一定程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をすること。
- (18) 手指衛生に努めるとともに、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行うこと。
- (19) 交代部員等が控える場所では、可能な限りマスクを着用するとともに、部員等の間隔を取り、接触を避けること。
- (20) 顧問（指導者）からの指示等の際は、マスクを着用するとともに、部員との距離（できるだけ2 m、最低1 m）を意識すること。

3 大会終了後に関すること

- (1) 会場又は宿舎出発前に感染疑い症状がないか確認すること。
- (2) 帰宅（又は準ずる拠点到着）時に検温すること。
- (3) 万一、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者等に速やかに報告すること。

4 その他参考となる事項

高校生のスポーツ大会におけるクラスターに共通する代表的な所見（国立感染症研究所実地疫学研究センター）

- 大会数日前から現地で行われていた事前合宿や公式練習で感染が拡大したと推測される事例があった。
- 接触程度の強い室内の競技ほど対戦チームへ感染させている可能性があったと考えられた。

一方、競技よりも、滞在中の宿泊施設における集団生活の中で、飲食やマスクのない会話が多数あったことが、感染拡大の主要な原因であった事例も散見された。

- 発症した生徒は軽症で、翌朝の健康観察時には症状が消失し、本人の身体的には競技可能な状態と見受けられたことが多く、その後の競技継続が感染拡大要因の一つとなった場合があった。
- 生徒が必ずしも発端例ではない事例もあった。

<参考資料>

「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」

公益財団法人日本スポーツ協会 第2版 2021/5/24

「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」

スポーツ庁・文化庁 2021/6/2

「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案」

国立感染症研究所実地疫学研究センター 2021/9/3

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた学校教育活動の
実施について（通知）

標記について、令和3年9月28日付け青教育第1017号通知で、10月1日から当面の間の学校教育活動の実施について示したところです。その後も県内では感染者が発生しておりますが、一時期より落ち着きを見せており、学校での感染拡大も確認されていないことを踏まえ、10月19日（火）から当面の間、学校教育活動の実施に当たっては、下記の点に留意し、感染拡大防止の措置を適切に講じるようお願いします。

各学校におかれては、児童生徒及び保護者、教職員に対し、本通知の内容について周知して下さるようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 各教科等について

各教科等における学習活動のうち、対面形式となるグループワークや調理実習等については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど、万全の感染症対策を行った上で実施することができる。

なお、以下のような「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については、慎重に判断の上、リスクを避けることが難しい場合は控えること。

- ・「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

- (1) 運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

- (2) 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮すること。

(3) 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

3 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

(1) 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

4 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

(1) 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。

(2) 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

5 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

(1) インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることを。

(2) 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

6 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

(1) 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。

7 オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。
(令和3年8月27日付け青教育第865号及び青教ス第639号通知の別紙参照)

**緊急のお願い！
新型コロナ感染拡大防止**



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】

○学習指導・学校行事・生徒指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

○健康管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

【参加する前に】

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域への往来は避けること。オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討するなど移動については慎重に判断すること。

【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし、感染者が多い地域では必ず起動させること。
- ② 旅行行程や宿泊先については学校でも必ず把握しておくこと。
* 宿泊先については、可能な限り知人（兄弟等も含む）等の家は避け、ホテル等の個室とするよう助言すること。

【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスクを着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ④ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑤ マスクを外す飲食の場所は、特に注意し、宿泊先の自室や3密にならない場所で飲食するなど工夫すること。

【帰ってきたら】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医または県コールセンター（0120-123-801）に、感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は下記、受診・相談センターに相談し、指示を仰ぐこと。

▽受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市